

第 83 号議案

豊後大野市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊後大野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

計画的な経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため地方公営企業法（昭和 27 法律第 292 号）の規定のうち財務規定等を適用し、公営企業会計へ移行することに伴い、所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年豊後大野市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「下水道事業」を「及び農業集落の生活環境整備を推進するため、下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）」に改める。

第 3 条第 2 項中「下水道事業」を「公共下水道事業」に改め、同項の表中「

排水区域	豊後大野市公共下水道区域内
排水人口	1,600 人

」を「

区域	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により定めた事業計画に定める区域
計画人口	1,600 人

」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 農業集落排水事業の規模は、次のとおりとする。

名称	豊後大野市農業集落排水
施設の名称、位置及び区域	豊後大野市農業集落排水施設条例（平成 17 年豊後大野市条例第 226 号）第 2 条に定める施設の名称、位置及び区域
計画人口	6,264 人
1 日最大処理能力	1,816 立方メートル

第 7 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（豊後大野市農業集落排水事業基金条例及び豊後大野市公共下水道事業基金条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）豊後大野市農業集落排水事業基金条例（平成 17 年豊後大野市条例第 98 号）

（2）豊後大野市公共下水道事業基金条例（平成 17 年豊後大野市条例第 99 号）

（豊後大野市特別会計条例の一部改正）

3 豊後大野市特別会計条例（平成 17 年豊後大野市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号中「公共下水道特別会計」を「下水道特別会計」に改め、同条第 6 号を削り、同条中第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

第 3 条中「及び第 8 号」を「及び第 7 号」に改める。

（豊後大野市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に豊後大野市公共下水道特別会計及び豊後大野市農業集落排水特別会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、令和6年度豊後大野市下水道特別会計に帰属するものとする。

(豊後大野市農業集落排水施設条例の一部改正)

5 豊後大野市農業集落排水施設条例(平成17年豊後大野市条例第226号)の一部を次のように改正する。

第1条中「設置及び」を削る。

第2条を削る。

第3条中「処理区域」を「区域」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第20条第2項第3号中「第1号及び前号」を「前2号」に改め、同条を第19条とする。

第21条を第20条とし、第22条を第21条とし、第23条を第22条とする。

第24条第1号中「第19条」を「第18条」に、「第21条」を「第20条」に改め、同条第3号中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第23条とする。

第25条を第24条とし、第26条を第25条とし、第27条を第26条とする。

第28条第1号中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第2号中「第11条」を「第10条」に改め、同条第3号中「第12条」を「第11条」に改め、同条第4号中「第13条」を「第12条」に改め、同条第5号中「第14条」を「第13条」に改め、同条を第27条とし、第29条を第28条とする。